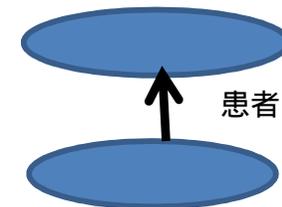


都道府県間に係る患者の流出入調整について

平成27年10月



都道府県間調整の基本ルール

(1) 4機能別かつ構想区域別で患者の流出又は流入が10人以上ある医療圏が対象



(2) 流入先都道府県が、流出元都道府県の相手県に対して協議を依頼

患者の流入を受入れており、現状(医療機関所在地)の医療需要を維持(又は一部維持)したいと考える都道府県が、流出元の都道府県に対して協議を持ちかける

必要に応じて、流出元都道府県から流入先都道府県に協議をもちかけることも可能

協議対象は、構想区域単位であるが、協議そのものは、各構想区域の意見を集約し、県医療課が代表して行う



(3) 協議の際には、両都道府県がそれぞれの県で対応した場合について検討した結果をお互いに示す

両都道府県は、例えば、患者・住民へのヒアリング結果、患者の受療動向等のデータ、患者・住民への医療サービスや財政的な影響等について検討した結果などをお互いに示す

地域医療構想策定支援ツールで用いたデータと同様かつより詳細なデータを用いて協議を行うことも可能



(4) どちらの都道府県の計画が、より実行性が高いかを両都道府県間で判断



(5) 期限(平成27年12月)までに調整できない場合は、流入先都道府県(医療機関所在地)の医療需要で算出

都道府県間の流出入調整に係る対応

1 考え方

各地域で4機能別かつ構想区域別に、他の都道府県間で患者の流出入が10人以上ある医療需要について、患者住所地にすべきか医療機関所在地にすべきかを判断する。

地域医療構想策定ガイドラインにより、高度急性期を除く急性期、回復期、慢性期については、患者住所地を基本とされていることから、都道府県間調整の医療需要(必要病床数)は、高度急性期については、医療機関所在地を基本とし、急性期、回復期、慢性期については、患者住所地を基本とする

ただし、急性期、回復期、慢性期についても、県内の構想区域によっては、他都道府県から流入超過であり、患者住所地にすることで医療提供体制に影響がある地域や、患者の流出を止めることが現実的でないと考える地域もあることから、地域の判断によっては、医療機関所在地を基本とする。

第2回会議では、都道府県間調整に向けて都道府県間で10人以上の患者の流出入がある医療需要について地域の対応の方向性を決定する。

第2回会議で決めた地域の方向性を基に、第3回会議で県内の構想区域間の調整を行う。

2 具体的な方法

4機能別かつ構想区域別に、資料5の患者住所地、医療機関所在地いずれの患者数(2025年)を選択するかを判断する。

都道府県間の流出入調整に係る対応

3 患者住所地と医療機関所在地の選択によるメリットデメリット

	患者住所地	医療機関所在地
メリット	<ul style="list-style-type: none">・患者の住所地ですべて完結することを目指すため、患者に当該構想区域内に必要な医療を提供可能	<ul style="list-style-type: none">・現行の患者移動や医療提供体制などの地域の実情を反映した将来予測となる・現行の医療提供体制をベース(流出入を是とする)にしているため、現行の医療提供体制への影響を最小限にできる
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・現行の患者移動や医療提供体制などの地域の実情が考慮されない・診療密度の高い高度急性期の充足は実現が困難	<ul style="list-style-type: none">・流入超過の場合、構想区域内に住所地のある患者数以上に医療資源を提供する必要がある・流出超過の場合、患者に当該構想区域内に必要な医療を提供できない

4 今後の対応

27年9月～	政令市、保健福祉事務所を中心に構想区域ごとに4機能別の対応の方向性を検討
10月～11月	各地域の地域医療構想調整会議(第2回)で対応の方向性を議論
11月下旬～12月	都道府県間調整の実施

5 留意事項

厚生労働省通知により、相手県と協議した結果、期限(平成27年12月)までに調整できない場合には、医療機関所在地の医療需要として算出することになっているため、地域が決定した方向性のとおりの結果になることは限らない(とりわけ患者住所地を選択した場合)

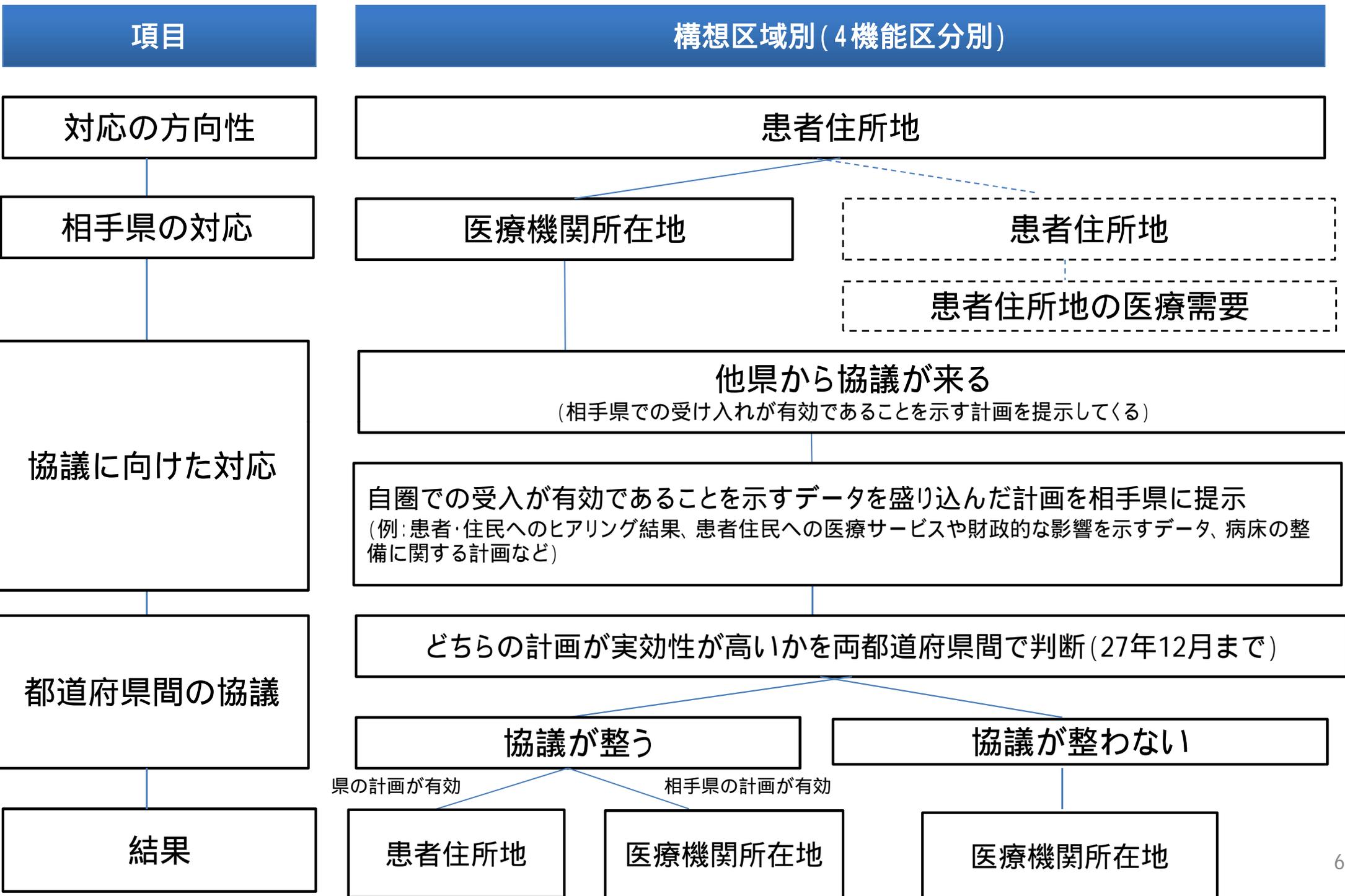
他の都道府県との協議について

1 相手都道府県との協議の有無のイメージ

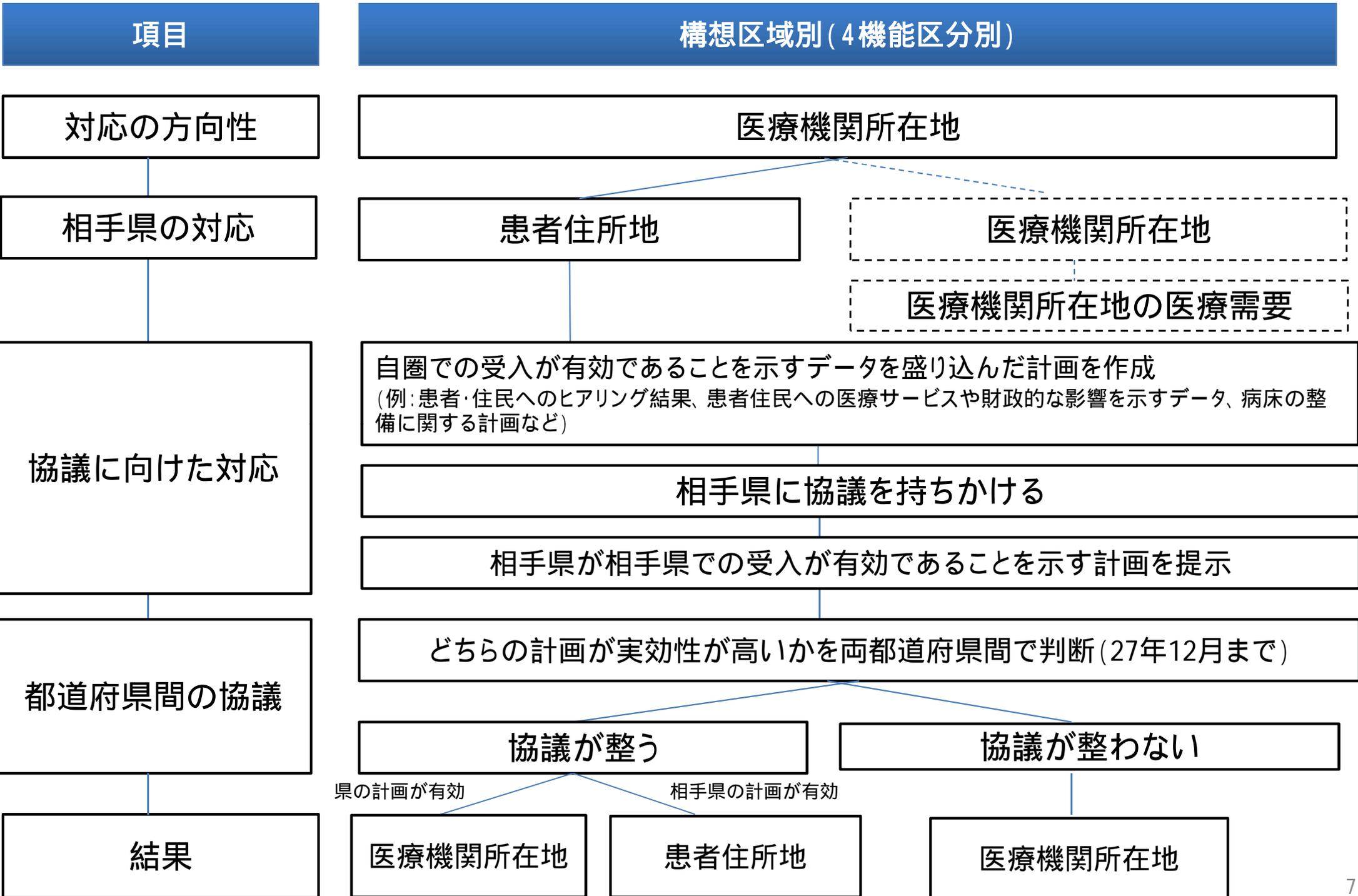
相手県(構想区域)の対応 自県(構想区域)の対応	患者住所地	医療機関所在地
患者住所地	協議不要 (お互い患者住所地で算出)	協議 (相手県から協議を持ちかけられる)
医療機関所在地	協議 (相手県に協議を持ちかける)	協議不要 (お互い医療機関所在地で算出)

なお、期限(27年12月)までに調整できない場合は、医療機関所在地の医療需要となる

協議する場合のフロー図（対応の方向性を患者住所地とした場合）



協議する場合のフロー図（対応の方向性を医療機関所在地とした場合）



県の計画が有効

相手県の計画が有効